

教保体第1725-2号  
令和6年2月26日

各市町村教育委員会学校保健所管課長 } 様  
各教育事務所（支所）長

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長

### 児童生徒等の健康診断時における配慮について（通知）

日頃から学校保健活動の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、学校における児童生徒等の健康診断に際しては、令和3年3月29日付け事務連絡「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」及び令和6年1月24日付け教保体第1593-2号「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」等を参考に、これまでも適切に実施いただいているところです。児童生徒等の健康診断においては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。

県教育委員会では円滑な健康診断実施のための環境整備のため、一般社団法人埼玉県医師会の御協力のもと、別紙「検査・診察時の対応及び服装についての留意点」及び「保健だより（例）」を作成しました。

このことを踏まえ、別添のとおり各県立学校長あて通知しましたので参考に送付します。

つきましては、市町村及び各学校の実情に応じて、適切に御対応いただきますようお願いいたします。また、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いいたします。

市町村教育委員会におかれましては、必要に応じて、貴管下各学校等への周知をお願いします。

なお、埼玉県医師会へは、情報提供済みであることを申し添えます。

（参考）

- ・令和3年3月29日付け事務連絡  
「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」
- ・令和6年1月24日付け教保体第1593-2号  
「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」
- ・「児童生徒等の健康診断マニュアルー平成27年度改訂ー」  
（公益財団法人日本学校保健会）

担 当：健康教育・学校安全担当 龍野  
電 話：048-830-6963  
E-mail：[a6960-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6960-02@pref.saitama.lg.jp)



教保体第1725-1号  
令和6年2月26日

各県立学校長 様

県立学校部参事兼保健体育課長

児童生徒等の健康診断時における配慮について（通知）

日頃から学校保健活動の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、学校における児童生徒等の健康診断に際しては、令和3年3月29日付け事務連絡「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」及び令和6年1月24日付け教保体第1593-2号「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」等を参考に、これまでも適切に実施いただいているところです。児童生徒等の健康診断においては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。

県教育委員会では円滑な健康診断実施のための環境整備のため、一般社団法人埼玉県医師会の御協力のもと、別紙「検査・診察時の対応及び服装についての留意点」及び「保健だより（例）」を作成しました。

つきましては、各学校において健康診断を実施する際に、本資料を参考に、教職員や学校医及び検査機関と共通理解を持った上で、児童生徒及び保護者等への事前周知に努めるようお願いいたします。

なお、埼玉県医師会へは、情報提供済みであることを申し添えます。

（参考）

- ・令和3年3月29日付け事務連絡  
「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」
- ・令和6年1月24日付け教保体第1593-2号  
「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」
- ・「児童生徒等の健康診断マニュアルー平成27年度改訂ー」  
（公益財団法人日本学校保健会）

担当：健康教育・学校安全担当 龍野  
電話：048-830-6963  
E-mail：[a6960-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6960-02@pref.saitama.lg.jp)

## 検査・診察時の対応及び服装についての留意点

正確な検査・診察の実施と児童生徒等のプライバシー保護の観点から、必ず学校が、学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校の実情や児童生徒等の発達段階等に応じて実施してください。



### ◆プライバシー等への配慮

- ①すべての校種・学年で男女別の実施（場所や時間の工夫）について検討しているか。
- ②検診に支障のない範囲で、体操服や下着等を着衣あるいはタオル等で身体を覆い、検査や、視診や触診等による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮しているか。
- ③着替えの場所や個別の検診スペースを確保し、脱衣や検診の様子を周囲から見えないように工夫しているか。
- ④検診時の会話などが周囲に聞こえないよう工夫しているか。

### ◆児童生徒等及び保護者の理解

- 児童生徒等
  - ・直前の説明だけではなく、あらかじめ、検査・診察の目的（疾病の早期発見等）について伝えた上で検診方法（視診、聴診、触診）、正しい検査のために必要な服装等や配慮事項について説明しているか。
  - ・（内科検診）正確な位置に聴診器を当てられるよう、また、背部視診時に肩甲骨が見えるよう、体操着の裾や下着を持ち上げるなど、介添えの教員等が補助を行うことなどについて、説明しているか。
  - ・（心電図検査）心電図機器を正しい位置に装着するため、装着時は、検査技師等が体育着を上を持ち上げることがあることなどについて、説明しているか。
  - ・（運動器検診）側わん症検診は、原則、脱衣で行うことが望ましい。着衣で行う場合は、保健調査票や日常の健康観察の結果を活用するほか、必要に応じて、触診等を行うことを事前に説明する。
- 保護者
  - ・入学者説明会や入学式など保護者へ直接伝える機会や、保健だより等を活用し、「正しく検査を受け、疾病を早期発見することの重要性」「検査の方法や服装」「個別の配慮」等について、説明を行い理解を促しているか。

### ◆当日 トラブルを避けるための取組

- 事前に以下の点について、校内及び学校医等と確認、共通理解を図っているか
- ・指定した服装以外のものを着用してきた場合の対応。
  - ・事前に説明した方法以外での検診を希望する場合の対応。
  - ・体操着や下着等を持ち上げる場合、誰が行うか。（本人・教職員・医師等）
  - ・正確な健康診断の実施のため、児童生徒等が脱衣を希望する場合の対応。
  - ・個別診断ブース内での記録及び補助について、教職員が立ち合う。（女子児童生徒等の検査の際は、女性の教職員が立ち会うようにするなど役割分担を調整する。）
  - ・健康診断で使用する器具・筆記具等は、学校で用意する。事前に教職員が検査会場に、検査に不要なものが置かれていないか確認する。

### ◆内科検診における留意点

- ・首元が衣服等で隠れて診にくい場合、甲状腺の状態が確認できない可能性が考えられる。
- ・スポーツブラのような皮膚を覆う面積が多い下着の場合、脊柱側弯が確認できない可能性が考えられる。
- ・聴診器を上衣の中に入れて聴診する場合、体に触れた触れないといったトラブルが起こる可能性が考えられる。

（服装の例）

- A校の場合：上衣は体操服のみを着用。検診時、本人等が体操服を胸が隠れる高さまで持ち上げる。
- B校の場合：上衣は体操服とブラジャーを着用。検診時、本人等が体操服とブラジャーのワイヤー部分を浮かせる。
- C校の場合：上衣はジャージと締め付けのないタイプのキャミソールを着用。検診時、ジャージを脱ぐ。

## 内科検診のお知らせ

〇月〇日、〇月〇日に内科検診を行います（詳細な日時は、クラスごとにお知らせします）。検診方法等について事前に確認し、不安なことなどがある場合は、事前に保健室まで相談に来てください。

### 目的

〇〇〇〇〇〇〇〇

### 内科検診によって発見される異常や疾病の例

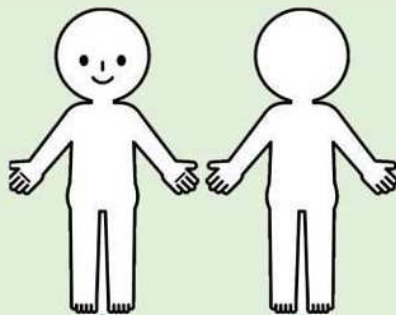
肥満・やせ

貧血

バセドウ病

心雑音・不整脈

アトピー性皮膚炎



脱毛症

いぼ・疥癬

にきび・母斑

脊柱側弯症

貧血の有無の判定は、医師の視診のみではなく血液検査等を行う必要があります。

### 【学校医紹介】



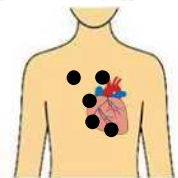
〇〇 〇〇 先生  
循環器専門。〇年から学校医として、疾病の早期発見や運動行事における健康管理などお力添えいただいています。

### 検診方法

- 【問診】保健調査結果などをもとに、必要に応じて健康状態の確認を行います。
- 【視診】皮膚の状態や脊柱側弯症等の異常の有無について、全身を確認します。
- 【聴診】心音や呼吸音を確認します。
- 【触診】背骨の湾曲や肩の高さ、皮疹の硬さ、甲状腺の腫れ方などを確認します。

脊柱側弯症等が疑われる場合は、前屈などにより形状を確認することがあります。

- ・首元が衣服等で隠れて診にくい場合、甲状腺の状態が確認できない場合があります。
- ・聴診は、聴診器を皮膚に直接あてて行います。スポーツタイプのように皮膚を覆う面積が多い下着やレース・刺繍など装飾の多い下着の場合、皮膚と衣服等がこすれる音の影響や、心音を聴くポイントに聴診器を当てられず、心雑音や呼吸音を十分に聴診できず、病気を見逃してしまう可能性があります。



聴診器を当てる場所の例

### プライバシー等への配慮

- 【検診時の服装】 女：（事前に学校と学校医が協議し、児童生徒及び保護者に通知する）  
男：（ 同上 ）
- 【検診時の配慮】 ・学校医による聴診・視診の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮します。  
・男女ともに、個別の検診スペースを確保し、周囲から見えないよう配慮します。  
また、距離を確保し検診時の会話などが周囲に聞こえないよう配慮します。  
・養護教諭が記録及び補助として付き添い、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

### その他

- ・検診後、所見があった場合は〇日以内に結果をお知らせします。その際は、できるだけ速やかに医療機関等を受診することをお勧めします。受診した際は、学校までお知らせください。
- ・医療機関に報告書への記入を依頼するに伴い、文書料等が発生する場合があります、予めご承知おきください。また、そのような場合には、保健室へ事前にご相談ください。